

一般財団法人佐渡市スポーツ協会激励金交付事業実施要綱

平成27年5月30日 要綱第3号

(目的)

第1条 この要綱は、全国大会又は国際大会に出場する選手又は団体に激励金を交付することにより、大会での活躍を支援するとともに、スポーツ競技の普及、振興及び競技力の向上に寄与することを目的とする。

(交付対象)

第2条 交付対象者は、佐渡市に住所を有し、一般財団法人佐渡市スポーツ協会（以下「本会」という。）に加盟する個人、又は競技団体等に所属する選手及び団体であつて、次に掲げるものとする。

- (1) 予選を勝ち抜き又は標準記録を突破し、あるいは加盟する競技団体等からの推薦で、全国大会・国際大会に出場する選手及び団体
 - (2) 前号に掲げるもののほか、本会会長が特に必要と認めるもの
- 2 交付対象大会は、次に掲げるものとする。
- (1) 日本体育協会、日本体育協会に加盟する競技団体、日本オリンピック委員会、及びこれらの団体が関与する国際競技団体が主催又は共催する全国大会及び国際大会。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、本会会長が特に必要と認める大会

(激励金の額)

第3条 激励金の額は、別表1のとおりとする。

- 2 本会会長は、予算の範囲内において、前項の激励金を交付する。

(交付申請)

第4条 競技団体等の代表者は、第2条の規定に該当するものがあり、激励金の交付を受けようとする場合には、激励金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添付して、本会会長に提出しなければならない。

ただし、国民体育大会出場者については、本会事務局が対応する。

- (1) 予選大会の実施要綱及び選手登録名簿、大会結果
- (2) 全国大会及び国際大会の実施要綱、選手登録名簿
- (3) 競技団体の推薦状（競技団体からの推薦によるもの）
- (4) その他本会会長が必要と認めるもの

(激励金の交付)

第5条 激励金の交付については、前条の交付申請を受けて本会会長が決定し、交付する。

(報告)

第6条 競技団体等の代表者は、激励金の交付を受けたものが出場した大会（国民体育大会を除く）の終了後速やかに、激励金交付事業報告書（第2号様式）に次の書類を添付して、本会会長に提出しなければならない。

- (1) 大会結果
- (2) 選手登録の変更があった場合は、変更登録後の選手登録名簿

(激励金の返還)

第7条 激励金の交付を受けたものが、大会に出場できなかった場合は、原則として激励金を返還するものとする。ただし、本会会長が特にやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。

別表1（第5条関係）

対象者は、第2条第1項に規定する交付対象者で、出場する大会に登録された選手とする。

区分	全国大会 (国民体育大会含む)	国際大会
個人、団体とも	一人当たり 5,000円	1人当たり 10000

附 則

この要綱は、平成27年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。